

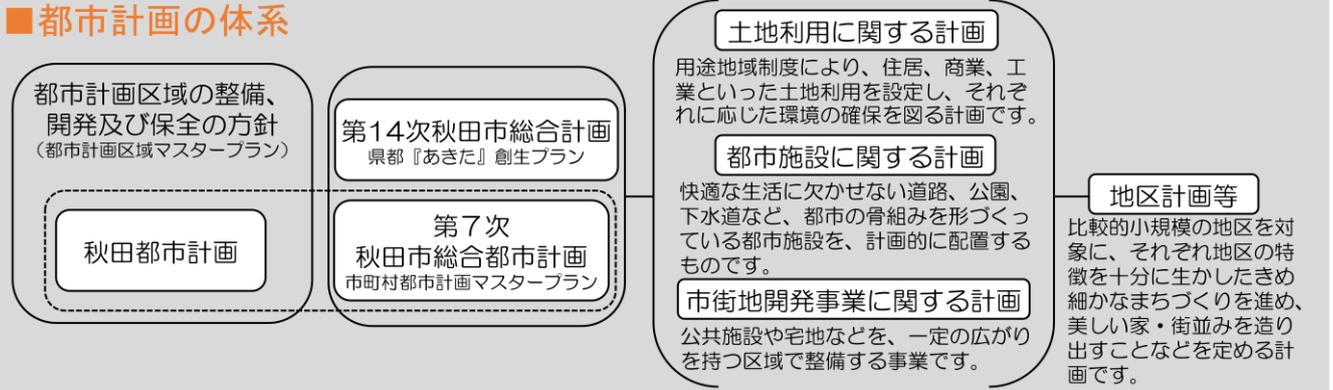
2

秋田市の都市計画

都市計画とは -毎日の暮らしを豊かにするみんなの大切な約束-

都市計画は、人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保するために、都市の将来の姿を予測しながら土地の合理的な利用（土地利用計画）、都市の根幹となる施設（都市施設）、秩序ある市街地の整備（市街地開発事業）を総合的に計画し、効果的に実現するための制度です。

都市計画の体系



都市計画の内容 -都市計画法による都市計画一覧表-

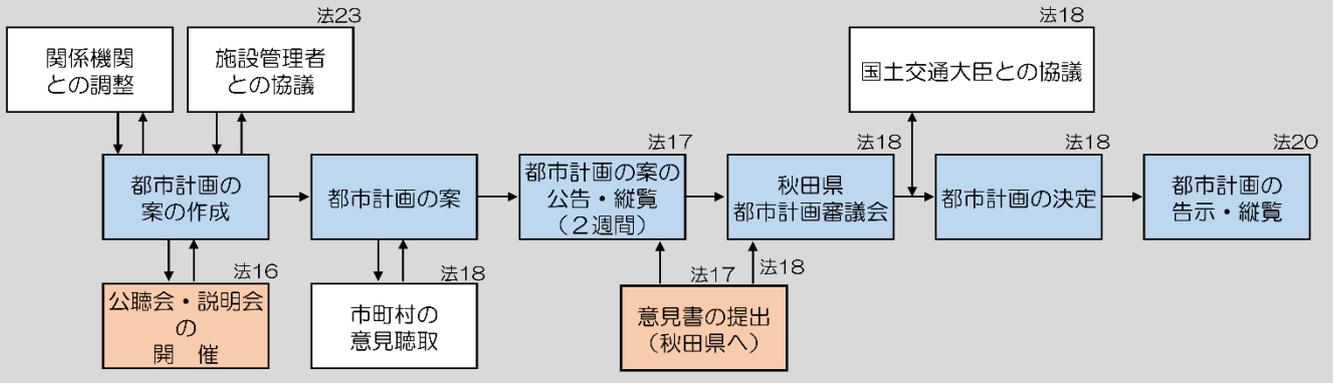
都市計画	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市再開発方針等			
(土地利用)	区域区分	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 市街化調整区域 		
	地域地区	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域 <ul style="list-style-type: none"> 特別用途地区 特定用途制限地域 特例容積率適用地区 高層住居誘導地区 高度地区 高度利用地区 特定街区 都市再生特別地区 居住調整地域 居住環境向上用途誘導地区 特定用途誘導地区 防火地域 準防火地域 特定防災街区整備地区 景観地区 風致地区 駐車場整備地区 臨港地区 歴史的風土特別保存地区 第一種歴史的風土保存地区 第二種歴史的風土保存地区 緑地保全地区 特別緑地保全地区 緑化地域 流通業務地区 生産緑地地区 伝統的建築物群保存地区 航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地区 		
		促進区域	<ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発促進区域 土地区画整理促進区域 住宅街区整備促進区域 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域 遊休土地転換利用促進地区 被災市街地復興推進地区 	
	都市施設	<ul style="list-style-type: none"> 道路 都市高速鉄道 駐車場 自動車ターミナル 空港 その他の交通施設 公園 緑地 広場 墓園 その他の公共空地 水道 電気供給施設 ガス供給施設 下水道 汚物処理場 ごみ焼却場 その他の供給・処理施設 河川 運河 その他の水路 学校 図書館 研究施設 その他の教育文化施設 病院 保育所 その他の医療・社会福祉施設 市場 と畜場 火葬場 一団地の住宅施設 一団地の官公庁施設 一団地の都市安全確保拠点施設 流通業務団地 一団地の津波防災拠点市街地形成施設 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 一団地の復興拠点市街地形成施設 電気通信事業の用に供する施設 防風、防火、防水、防雪、防砂および防潮施設 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 	
		市街地開発事業	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業 新住宅市街地開発事業 工業団地造成事業 市街地再開発事業 新都市基盤整備事業 住宅街区整備事業 防災街区整備事業 	
		市街地開発事業等予定区域	<ul style="list-style-type: none"> 新住宅市街地開発事業の予定区域 工業団地造成事業の予定区域 新都市基盤整備事業の予定区域 面積20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域 一団地の官公庁施設の予定区域 流通業務団地の予定区域 	
		地区計画等	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画 防災街区整備地区計画 歴史的風致維持向上地区計画 沿道地区計画 集落地区計画 	
				<ul style="list-style-type: none"> ※着色は、秋田市において決定している都市計画 □ 市が決定するもの □ 条件によっては市が決定するもの

都市計画決定手続き

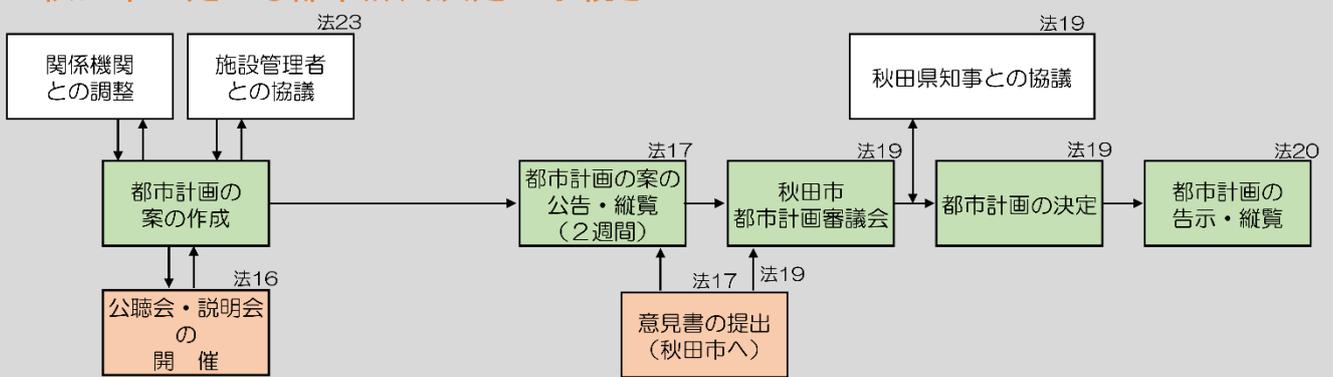
都市計画は、原則として都道府県または市町村が定めることとされており、その内容を決定するためには、一定の手続きが必要になります。手続きには、住民の意見が反映されるよう、案の縦覧や意見書の提出の制度が設けられています。

また、必要に応じて説明会や公聴会の開催など手続き上の配慮もされています。

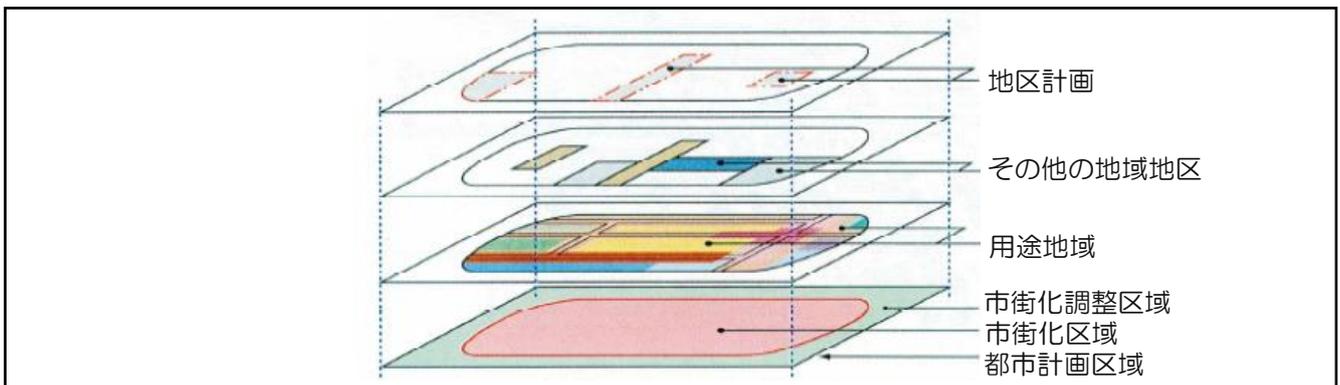
■秋田県が定める都市計画決定の手続き



■秋田市が定める都市計画決定の手続き



都市計画のイメージ



秋田市の都市計画関連計画の体系

